

入院時食事療養費

療養病床以外に入院中の食費については、下表の金額が自己負担となります。

ただし、住民税非課税世帯の方は、事前に限度額適用・標準負担額減額認定証の申請をすることで、下表の金額に減額されます。

所得区分		食費（1食）
住民税課税		550円 <注1>
住民税 非課税	90日までの入院	270円
	90日を超える入院<注2>	220円
	70歳以上で低所得I	130円

<注1> 難病および小児慢性特定疾病患者は**330円**。

<注2> 長期入院該当の申請が必要となります。

入院時生活療養費(65歳以上の方)

65歳以上の方が、療養病床に入院した場合の食費と居住費は、下表の金額が自己負担となります。

ただし、住民税非課税世帯の方は、事前に限度額適用・標準負担額減額認定証の申請をすることで、食費が下表の金額に減額されます。

食費（1食）、居住費（1日）

所得区分		療養病床に 入院する方	入院医療の 必要性の高い方	
			指定難病患者	
住民税課税		食費： 550円 (510円)<注1> 居住費： 430円	食費： 550円 (510円)<注1> 居住費： 430円	食費： 330円 居住費：0円
住民税 非課税	70歳未満 および低所得II	食費： 270円 居住費： 430円	食費： 270円 <注2> 居住費： 430円	食費： 270円 <注2> 居住費：0円
	低所得I	食費： 160円 居住費： 430円	食費： 130円 居住費： 430円	食費： 130円 居住費：0円

<注1> 医療機関によって金額が異なります。

<注2> 入院日数が90日超えた場合、申請により**220円**になります。